

再分配をめぐる闘争と承認をめぐる闘争

——フレイザー／ホネット論争の問題提起——

水 上 英 徳

社会学研究 第七十六号 別刷

特集 社会学理論と社会運動

社会学研究 第七十六号 東北社会学研究会 二〇〇四年 十一月

再分配をめぐる闘争と承認をめぐる闘争

——フレイザー／ホネット論争の問題提起——

水上英徳

本稿は、ナンシー・フレイザーとアクセル・ホネットの論争を手がかりに、批判的 sociology 理論が今日の社会運動に關しどのような理論枠組みを提起しているのか、検討する。フレイザーは、物質的資源の再分配を要求する社会運動とアイデンティティの承認を求める社会運動とが分断し相互排他的に対置されてしまっている現状に対し、再分配と承認を統合する包括的な概念枠組みの構築を試みている。これに対し、ホネットはみずからの承認論に基づき、第一にフレイザーの現状認識が問題をはらんでいること、第二に再分配をめぐる闘争は承認をめぐる闘争の一形態であること、第三にアイデンティティ・ポリティクスは社会運動の多くは法的平等の原理に基づいていることを明らかにし、再分配と承認の二元論が成り立たないことを主張している。ホネットの立論は、社会運動に關する社会学的議論にとっても重要な論点を提出しているといつてよい。

〔キーワード〕 再分配 承認 社会闘争

一 社会運動と批判的社会理論

批判的社会理論の潮流にとって、眼前のアクチュアルな社会運動をどう理論的に捉えるかは常に重要課題の一つであった。アクセル・ホネットによれば、批判的社会理論は、なによりも社会的現実そのものの内部に批判のよりどころを見出す (Honneth 2000a, S. 88-89)。すなわち、理論的営為に先立つ日常の実践や経験のなかにすでに既存の社会に対する批判の契機が存しており、それを取り出すところに批判的社会理論の固有性がある。それゆえ、批判的社会理論の伝統はその当初から、同時代の社会運動をリフレクティヴに概念化するというモチーフによって貫かれてきた (Honneth 2003a, S. 131)。

ホネットによれば、フランクフルト学派の創設者の一人であるマックス・ホルクハイマーにとって、社会的現実のなかに存する批判の可能性はプロレタリアートという社会階級に求められていた (Honneth 2000a, S. 90, Honneth 2003b, S. 274-275)。またユルゲン・ハーバーマスのばあいには、環境運動や平和運動や女性運動などいわゆる「新しい社会運動」のポテンシャルをどう理論的に説明するかが、主著『コミュニケーション行為の理論』のモチーフの一つであった (Habermas 1985, S. 184, 訳二五一頁)。同時代の社会運動をどう位置付けるか、ここに批判的社会理論におけるさまざまなアプローチの基本的特質が表れてくるといってもよい。

この点で近年とくに注目されるのが、ナンシー・フレイザーとホネットの論争である。フレイザーは、物質的資源の再分配を求める社会運動とアイデンティティ・ポリティクスの社会運動とが分断しつつある現状を批判し、再分配と承認を一つの包括的枠組みに統合することを提起している。この立論は広範な議論を巻き起こしてきた。これに対し、ホネットは、ハーバーマスによって切り開かれた間主体性理論のアプローチを独自の承認論に基づいて展開しており、その承認を

めぐる闘争の考え方は、社会運動に関する一つの新しいアプローチを提示しているといっている²³⁾。

両者の論争では、社会運動の今日的情況をどう理論的に捉えるかが主要なテーマとなっている。論争をまとめた『再分配か承認か?』の「序言」(Fraser/Honneth 2003)によれば、現在、一方では、ジェンダー、セクシュアリティ、エスニシティなどにかかわりアイデンティティや差異の承認を求める闘争が活性化しており、「承認」はアクチュアルな社会運動や政治運動を特徴づけるもっとも重要な概念となっている。他方で、グローバル化の進展とともに経済的不平等が拡大しており、公正な分配の問題はこれまで以上に切迫している。承認の問題と再分配の問題はともに考察を必要とし、それらの間の関係があらためて問われなければならない。そのさいホネットとフレイザーは、承認を再分配に還元してはならないとする点で一致している。この種の経済主義的パースペクティヴを退けたうえで、承認と再分配の関係を問うのが、両者に共有された課題である。

本稿では、このフレイザー／ホネット論争を取り上げ、批判的社会理論が現在の社会運動に関しどのような理論枠組みを提起しているのか、検討していきたい。両者の論争は、道德哲学、社会理論、政治分析の三領域にわたって広範に展開しており、本稿でその全体を扱うことはできない。ここでは社会運動に関する社会理論上の論点を中心に議論を進めていく。とくに注目したいのは、再分配と承認というフレイザーの二元論に対するホネットの異論とそこで提示されるオルタナティブである。以下ではまず、フレイザーの二元論を概観し(一)、そのうえでホネットの所説を取り上げる(二)。

二 再分配と承認の二元論——フレイザー

1 同時代診断と課題

はじめに、フレイザーの同時代診断と理論的課題を確認しておこう。フレイザーによれば、現在、政治文化の焦点が再分配と承認の二つに遊離し、しかも承認がより優勢になりつつある (Fraser 2003a, p. 89)。すなわち、アイデンティティや文化的差異の承認を求める闘争が多種多様な形態で活性化しており、その一方で、物質的資源の平等な分配を求める闘争は従来ほど大きな位置を占めていない。

こうした現状をフレイザーは、社会運動や政治的アクターによって暗黙に仮定されている「正義のフォーク・パラダイム (folk paradigms)」を再構成することで検討している (Fraser 2003a, pp. 11-15)。正義のフォーク・パラダイムというのは社会的不正の原因とその解決に関する一連の想定のことである。フレイザーによれば、再分配のパラダイムと承認のパラダイムは四つの点で異なる。第一に社会的不正について、再分配パラダイムは、搾取や物質的剥奪といった経済構造に起因する社会経済的不正、すなわち不均衡分配 (maldistribution) に焦点を置いている。これに対し承認パラダイムでは、文化的支配や非承認や蔑視といった制度化された文化的価値パターンに起因する文化的不正、すなわち誤承認 (misrecognition) が問題とされる。第二に不正の解決について、再分配パラダイムでは、経済構造の再編成が求められる。これに対し承認パラダイムでは、アイデンティティの再評価や文化的多様性の肯定といった承認の文化的変革が必要とされる。第三に不正をこうむる集団について、再分配パラダイムでは階級ないし階級に類似した集団が考えられている。これに対し承認パラダイムでは、社会的な尊重や威信を相対的に得ていない集団が考えられており、エスニシティやセクシュアリティやジェンダーにかかわる諸集団が含まれる。第四に集団間の差異について異なる理解が見られる。再分配パ

ラダイムでは、階級間の差異は社会経済的不正の帰結であり撤廃されねばならない。これに対し承認パラダイムでは、一方ではなおざりにされてきた文化的特性の再評価のために集団間の差異が賛美され、他方では集団間の差異は問題をはらんだ社会的構築物として批判される。

フレイザーが問題とするのは、この再分配と承認が相互排他的な二者択一として描かれるようになってきている点である (Fraser 2003a, pp. 15-16)。再分配を擁護する側からは、とくにアイデンティティ・ポリティクスが本来の社会経済的諸問題から目を逸らさせるものと批判され、逆に承認を追及する側からすると、従来の再分配の施策が差異に盲目であり、マジョリティの規範への同化をマイノリティに強いており、社会的不正を拡大しているとされる。

このような対立をフレイザーは端的に誤りと見ている (Fraser 2003a, pp. 19-26)。というのも、たとえばジェンダー、「人種」、階級、セクシュアリティのどのカテゴリーにおいても、程度の差はあれ社会経済的不正と文化的不正がともに生じており、それらは一方を他方に還元できない。しかも、上述のカテゴリーは互いに交差し合っており、支配と従属が複雑に絡み合い、さまざまな不正が重なり合って生じている。不正を是正するためには、再分配と承認の両方が必要である。

それゆえ、フレイザーによれば、再分配と承認の二者択一図式は否定されねばならない。むしろ、両者を一つの包括的枠組みのなかに統合するアプローチが目指されるべきである。この課題をフレイザーは、道徳哲学、社会理論、政治理論の三領域にわたって追究する。

2 参加の同等

まず道徳哲学の領域では、物質的資源の再分配の要求と文化的差異の承認の要求とを統合できる包括的な正義概念を考

案することが課題となる。

ここでフレイザーが提案するのは「参加の同等 (parity of participation)」の規範であり、それに基づく正義の二元概念である (Fraser 2003a, pp. 35-39)。すなわち、社会のすべての成員が対等な者として互いに相互作用できること、これがフレイザーの立論の規範的核である。そのさい、不均衡分配と誤承認は、この参加の同等を妨げる障害として捉えることができる。フレイザーによれば、参加の同等が実現するためには少なくとも二つの条件が満たされねばならない。一つは客観的条件であり、相互作用参加者の自立と「声」を保証できるほどに物質的資源が分配される必要がある。もう一つは間主体的条件であり、制度化された文化的価値パターンが、社会的尊重を獲得する平等な機会をすべての相互作用参加者に保証しなければならない。参加の同等は、この両方の条件を必要とし、どちらか一方だけでは不十分である。こうして再分配と承認は、参加の同等という一つの包括的な規範のもとに包含される。

3 階級と地位

社会理論の領域において、フレイザーはまず、不均衡分配と誤承認という二つの不正を生み出す要因を階級 (class) と地位 (status) の概念に定式化している (Fraser 2003a, pp. 48-50)。この二つの概念は、分析的に区別される社会的な従属秩序を指している。フレイザーによれば、階級構造が意味するのは、社会生活に對等に参加するために必要な手段や機会を一部の社会成員に対し否定する、そうした経済的メカニズムが制度化されていることである。それは不均衡分配の不正をもたらす経済的な階級従属を生む。これに対し、地位秩序が意味するのは、相互作用において十全なパートナーであるために必要な承認を一部の社会成員に対し否定する、そうした文化的価値パターンが制度化されていることである。ここでは特定の人びとが劣位にある者あるいは排除される者として構成される。それは誤承認の不正をもたらす地位従属を

生む。もちろん、近代社会の地位秩序は、近代以前の一元的で固定した身分秩序とは異なるが、しかし地位従属は現在の社会にもかたちを変えて見出される (Fraser 2003a, pp. 54-59)。たとえば白人、ヨーロッパ人、ヘテロセクシュアル、男性、キリスト教徒を優遇する諸規範が至るところに制度化され、参加の同等が妨げられている。そのさい、個々人は、どれか一つの地位集団だけに帰属するわけではなく、多元的で相互横断的な従属関係のいわば交点となっている。

フレイザーによれば、ここでは社会は、経済的モードと文化的モードという分析的に区別される社会秩序形成の二つのモードからなる複合的領域として捉えられる (Fraser 2003a, pp. 51-53)。経済的モードでは相互作用は戦略的な命令の機能的な絡み合いによって規制されており、これに対し、文化的モードでは相互作用は制度化された文化的価値パターンによって規制されている。近代社会の特質はこの二つのモードが分化している点である。つまり、戦略的行為が支配的な市場領域と価値志向的相互作用が支配的な非市場領域の両方が見出される。それゆえ、ここでは階級構造と地位秩序は部分的に遊離している。

ただし、フレイザーによれば、経済領域と文化領域を二つの別個の社会領域と見なす実体的二元論に立つことはできない (Fraser 2003a, pp. 61-67)。なぜなら、二つのモードの相互浸透が看過されてしまうからである。それゆえ、フレイザーは「パースペクティブの二元論 (perspectival dualism)」を提唱している。すなわち、社会的実践はどれも、経済的モードと文化的モードの両方から同時に分析される必要がある。そうすることではじめて、不均衡分配と誤承認の重なり合い、階級従属と地位従属の複雑な結びつきに迫ることができるし、また再分配と承認のさまざまな是正策について、参加の同等を十分に実現できるかどうか評価することができる。

4 非改革主義者の改革

政治理論の領域でフレイザーが追究しているのは、不均衡分配と誤承認を同時に是正し、また再分配と承認がともに要求されたときに生じうる相互侵害を最小限にできる、改革の方向である。

フレイザーはまず、再分配と承認のさまざまな是正策を肯定 (affirmation) と変革 (transformation) の二つの戦略に区別している (Fraser 2003a, pp. 74-75)。両者の違いは、不正を生み出す社会構造が改革の対象になるかどうかである。肯定的戦略はそうした社会構造に手を付けられないが、変革的戦略では社会構造それ自体の再編が目指される。再分配に関し肯定的戦略の典型例はリベラルな福祉国家であり、変革的戦略の古典的例は社会主義である。承認については、肯定的戦略の一例は主流派マルチカルチュラリズムであり、変革的戦略の一例はフレイザーが脱構築と呼ぶものである。主流派マルチカルチュラリズムでは、貶められている集団のアイデンティティを再評価することで誤承認を正そうとするが、小さいこのアイデンティティの内容や集団の分化そのものは問わない。これに対し、脱構築では、既存の集団の分化や地位の区別を自明視せずそれを不安定にし、すべての人びとの自己アイデンティティを変えようとする。

フレイザーは肯定的戦略よりも変革的戦略が望ましいと考えている (Fraser 2003a, pp. 76-77)。というのも、肯定的戦略では、不正の根本原因を除去できないばかりか、別の不正を生み出しかねないからである。福祉国家の再分配は受給者に対する誤承認のバックラッシュを引き起こしうるし、主流派マルチカルチュラリズムは排他的な分離主義や抑圧的な共同体主義をもたらしかねない。

ただし、変革的戦略はその実行に困難がある (Fraser 2003a, pp. 77-78)。というのも、フレイザーによれば、変革的戦略は既存のアイデンティティや利害関心から離脱することを人びとに求めるからである。不均衡分配をこうむっている人びとの多くは、社会主義的なプランニングよりも所得移転によって直接の利益を得ようとし、したがって社会主義の変革的戦略は人びとのそうした利害関心からかけ離れている。同じく、誤承認に苦しんでいる人びとは、軽視されている自分たちのアイデンティティを肯定することで自尊心を得ようとする傾向が強く、そのため脱構築の変革的戦略を受け入れにくい。

この袋小路に対してフレイザーが提起するのが、肯定的戦略の実行可能性と変革的戦略のラディカルな特性を結びつけた「非改革主義者の改革 (nonreformist reform)」である (Fraser 2003a, pp. 78-82)。フレイザーが注目するのは、肯定的戦略に見える是正策もそれが徹底して継続的におこなわれるなら、コンテクストによっては変革的效果を持ちうることである。非改革主義者の改革は、一方では人びとの直接的な利害関心を満たしアイデンティティを保証する肯定的戦略であるが、他方では将来のよりラディカルな改革に道を開く。その一つの具体例としてフレイザーは無条件のベーシックインカムを挙げるとともに、再分配の非改革主義者の改革として、戦後の西欧諸国の社会民主主義的改革を超国家的水準で追求することを提起している。また承認の非改革主義者の改革としては、集団の区別がそもそも抑圧的でないばあいには、参加の同等の阻害要因を除去したうえでその集団の区別を保持するかどうか自由に決定できるようにすることが求められる。

三 承認としての再分配——ホネット

ホネットもまた、資本主義経済のグローバル化のもと再分配の問題が依然として重要であると見ており、この点ではフレイザーと同意見である (Honeth 2003a, S. 133-134)。ホネットが問うのは、同時代の社会運動や政治闘争をリフレクティヴに再構成するという批判的社会理論の課題である。この課題に対しフレイザーは再分配と承認の二元論を提案するのだ

が、ホネットは十分に彫琢された承認論こそが統一的な枠組みをなすと考える。

1 承認をめぐる闘争の「神話」

ホネットがまず問題とするのは、政治文化の中心が再分配から承認に移行しているとするフレイザーの同時代診断である。そもそもフレイザーの現状認識はアメリカの社会動向を過度に一般化しているのではないかという疑念が生じうるが、ホネットがより重視しているのは三つの抽象化である (Honneth 2003a, S. 140)。

まず第一に、フレイザーが注目するアイデンティティ・ポリティクスは政治的公共圏においてとくに際立っているものに限定されている。ここで看過されているのは、政治的公共圏で「社会運動」として一般に認知されることそれ自体がすでに承認をめぐる闘争の結果だという点である (Honneth 2003a, S. 140-142)。社会的諸問題に直面する人びとや集団は、みずからの諸問題が公的に認知されることをめぐって闘争しており、その勝者だけが政治的公共圏のいわば表層に浮かび上がってくる。言い換えるなら、承認をめぐる闘争の場としての政治的公共圏には排除と選別のメカニズムがはたらいっている。したがって、政治的公共圏において「公式の承認」を獲得した「社会運動」に準拠することは、深層に位置する承認をめぐる闘争とそこでの排除や選別を見落とすことにつながり、いまだ公共圏において十分に認知されていない諸問題や社会的不正のいっさいが無視されかねない。

第二にホネットが問題とするのは、アイデンティティ・ポリティクスの規範的な理想主義である (Honneth 2003a, S. 143-144)。たしかに、アイデンティティや差異の承認を求める社会運動が増大しており、そこにコンフリクトの発生源があることはまったくの間違いではない。しかし、看過してはならないのは、そうした社会運動がたとえばエスノセントリズムの集団やナショナリズムの集団によってもまたきわめて攻撃的かつ暴力的な仕方で引き起こされている点である。ところ

が、クレイグ・キャルホーン (Calhoun 1995, p. 215) によれば、アイデンティティ・ポリティクスを称揚する理論家たちは、この種の攻撃的な諸集団を無視しがちであり、研究者にとって比較的「魅力的」にみえる社会運動だけに注目している。ホネットは、キャルホーンの指摘するこの難点がフレイザーにも当てはまるのではないかと見ている。

第三に問題となるのは、承認をめぐる闘争が「新しい」現象であるとするフレイザーの歴史認識である (Honneth 2003a, S. 145-146)。社会運動は利害関心に導かれたものからアイデンティティ志向するものに移行しており、異なる性格の二つの社会運動が歴史的に順番に生じているとされている。しかし、ホネットによれば、この歴史認識は明らかに一面的である。一九世紀や二〇世紀はじめの抵抗運動が単に物質的利害だけを追及していたわけではないし、現在のアイデンティティ・ポリティクスがもたらした文化的承認のみを要求しているわけでもない。承認をめぐる闘争が新しい現象であるとするフレイザーの時代認識はあまりに単純化されすぎており、従来の社会運動もまた承認をめぐる闘争の側面を持つことを無視している。

こうしてホネットによれば、フレイザーの同時代診断は、三つの抽象化の産物であり、社会学的な人工物 (Artefakt) にはかならない (Honneth 2003a, S. 146)。すなわち、現在の数多くの社会的コンフリクトのなかから、第一にアイデンティティ・ポリティクスの社会運動として (アメリカの) 政治的公共圏において一般に注目されているものが選択され、第二にある種の規範的基準に従ってそこから暴力的で抑圧的なものが除外され、第三にアイデンティティ・ポリティクスの歴史的な先行物が無視されるわけである。こうして選別され濾過された社会運動だけが、現代を特徴づける新しい現象として模式化されることになる。

2 承認領域と承認原理

次に、ホネットは、再分配をめぐる闘争と承認をめぐる闘争を対置するフレイザーの立論をあらためて検討するのだが、その基礎となっているのが、ホネットに独自の承認論の展開である。

ホネットによれば、社会的リアリティにはすでに一定の承認形態が制度化されており、その意味で承認秩序 (Anerkennungsordnung) が見出される (Honneth 2003a, S. 161)。人びとの承認への期待は制度化された承認秩序によって方向付けられており、承認をめぐる闘争は、承認の制度化が不適切ないし不均衡であるばあいが生じうる。こうした見地から、ホネットは、近代の市民―資本主義社会の形成を、三つの承認領域 (Anerkennungssphäre) の分出の結果と捉え、市民―資本主義社会をそれら三つの承認領域から成る一つの制度化された承認秩序として分析している (Honneth 2003a, S. 163-167)。つまり、ここでは異なる仕方で相互承認を期待することのできる三つの社会関係が確立しているわけである。¹¹⁾

第一に、いわゆる「子どもの発見」(フィリップ・アリエス)と恋愛結婚の成立にともない、相互の好意と気遣いの原理によって特徴づけられる親密な諸関係が形成される。ここでの承認は、かけがえない相手の個人的な欲求に応え、相手がすこやかであることを気遣うというかたちをとる。それは、尊重されるべき固有の欲求主体としての承認である。

第二に、前近代社会の身分制秩序が崩壊し、近代的な法的平等の理念が制度化されるにつれて、法権利諸関係が再編成されていく。いまや個々人は原則的に他のすべての人びとと平等な諸権利を持ち、自律した法人格として尊重される。

第三に、前近代社会の身分制秩序では法的承認と一体化していた個々人の社会的価値評価が、職業労働における個人的業績という文化的理念の成立とともに自立していく。いまや個々人の威信や名声は、身分や出自によってではなく、みずからの労働の成果、みずからの業績に基づき享受されるようになる。ここでの承認は、個々人の能力や特性を価値あるも

のとして個別に評価するというかたちをとる。

もちろん、近代社会において新たに生じた社会関係のすべてが上記の三つに還元しうるわけではない。しかし、ホネットによれば、この三つの承認領域の社会関係は、それ以外とははっきり異なる固有の特徴を持っている。

まず、三つの社会関係に対応して三つの異なる規範的原理、すなわち承認原理 (Anerkennungsprinzipien) が形成されている (Honneth 2003a, S. 168-170)。親密な諸関係の主導理念としての「愛 (Liebe)」、法権利諸関係を導く「平等原則 (Gleichheitsgrundsatz)」、そして社会的価値評価の基準としての「業績原理 (Leistungsprinzip)」である。これらの承認原理は、個々人がどのような社会的承認を期待できるのかを規定しており、人びとの相互作用を方向づけている。そのさい、ホネットによれば、承認原理はいわば「意味論的な過剰」を有している。つまり、承認原理はきわめて一般的なかたちをとっており、その意味内容はそのつど革新的な解釈によって徐々に拡大しより豊かになるのであって、完全にかつ最終的に規定されてしまうことはない。このことを指して、ホネットは「承認原理の『妥当の超過 (Geltungsüberhang)』と呼んでいる (Honneth 2003a, S. 220, Honneth 2003b, S. 302-303)。

それゆえまた、三つの承認領域は、それぞれ固有の承認コンフリクト、つまりは承認をめぐる闘争によって特徴づけられる (Honneth 2003a, S. 170-171)。「妥当の超過」を有する承認原理は、その事実的な解釈や適用をつねに超え出しており、そのため既存の解釈や適用に対する批判の根拠となりうる。正当な承認原理が誤って解釈され不十分に適用されていること、つまり承認原理に照らしてしかるべき承認が剝奪されているという経験から、既存の社会秩序を疑問視しそれに抵抗することが動機付けられる。親密な諸関係では、配慮されるべき欲求とそれに対応するいつくしみの行いがコンフリクトの焦点となる。¹²⁾これに対し、法権利諸関係では、平等原則に依拠して、それまでなおざりにされていた集団や社会的事実の法的承認が要求される。法的平等の原理と事実的不平等との鋭い対立は、法的承認をめぐる闘争の源泉の一つである。

また業績原理にはすべての人びとの活動を公正に適切に価値評価しなければならないという規範的要求が含意されている (Honneth 2003a, S. 175-176)。そのかきりつ、まさに業績原理に訴えることで既存の価値評価のあり方が批判され、それまで過小評価されてきた活動をあらためて承認することが求められる。

ここで一つ留意する必要があるのは、家族や国家などの具体的な社会制度と承認領域とを同一視してはならないということである (Honneth 2003a, S. 172-173)。承認領域が意味するのは、一定の承認原理を指針として成立する社会関係それ自体である。したがって、一つの承認原理を複数の社会制度が具現することもあるし、一つの社会制度が複数の承認領域にまたがり複数の承認原理に規制されることもある。ホネットによれば、社会制度がただ一つの承認原理を体现することはきわめてまれであり、通常は異なる複数の承認原理が交差し合っている。たとえば近代家族における相互作用は、愛の承認原理のみならず、法の平等原則によっても規制されるようになっていく¹³⁾、また福祉国家の形成は、業績原理に基づく承認領域に法の平等原則が導入された結果として捉えることができる¹⁴⁾。

3 承認をめぐる闘争としての再分配をめぐる闘争

ホネットによれば、再分配をめぐる闘争は財の公正な分配を要求するものとして自明視され、しかも主として国家の再分配措置に焦点が当てられてきた (Honneth 2003a, S. 178-179)。そのことはフレイザーの立論にも見て取ることができる。これに対し、ホネットは、再分配をめぐる闘争の自明性をあらためて問い直し、それが承認をめぐる闘争の一形態であることを明らかにしている。

ここで重要なのは、まず、業績原理に主導される承認領域である (Honneth 2003a, S. 166-167)。この承認領域では一定の価値基準に従って個人々の活動が社会的に有用な「労働」と認められその成果が「業績」として評価されていく。そのさい「業績」の査定は、どのような物質的資源がどのくらい各人に配分されるかを規定している。つまり、何がどのように承認されるかが、まさに財の取得と分配に直結しているわけである。

その一方で、福祉国家が形成され社会権が確立するのに応じて、業績原理の承認領域に法の平等原則もまた浸透し、二つの承認原理が交差するようになる (Honneth 2003a, S. 176-177)。つまり、「業績」のいかんにはかかわりなく、平等原則のもと一定の社会的地位と物質的資源の分配が個人々に保証されるわけである。こうした福祉国家的転換により、物質的資源の取得と分配は、異なる二つの承認原理に基づくことになる。一方では物質的資源のかなりの部分が業績原理に基づき不均等に分配されており、他方では法の平等原則により社会権のかたちで資源の平等な分配が確保されているわけである。

それゆえ、ホネットによれば、再分配を求める闘争には異なる二つの形態があり、両者とも承認をめぐる闘争であることが分かる (Honneth 2003a, S. 177, 181-184)。一方では、平等原則に基づき社会権の十分な承認と適用を求め、「業績」にはかかわりなく保証される財の再分配が要求される。他方では、既存の価値基準では適切に評価されないみずからの活動や「業績」に対ししかるべき価値評価が求められる¹⁵⁾。いずれにおいても、平等原則や業績原理といった承認原理が適切に解釈され適用されていないことが問題視され、承認をめぐる闘争が生じるのである。

以上のとおり、物質的資源の取得と分配は一定の社会的承認のもとにおこなわれており、それゆえ、フレイザーの言う不均衡分配はそれ自体、承認の不正である。平等な法人格として尊重されていないがゆえに、あるいはみずからの活動やその成果が不当に低く扱われているがゆえに、不均衡分配が生じている。したがって、再分配をめぐる闘争は、まさに承認をめぐる闘争にほかならない¹⁶⁾。ここでは「分配闘争」と『承認コンフリクト』を対置することはほとんど役に立たない¹⁷⁾ (Honneth 2003a, S. 202)。

4 アイデンティティ・ポリティクスの実

さらにホネットは、フレイザーがアイデンティティ・ポリティクスとして特徴付けている社会運動の内実をあらためて検討している。そのさいホネットは、アイデンティティ・ポリティクスのさまざまな目的設定を類別し、それらがどのような規範的原理によって根拠付けられるのかを問う。¹⁴

もちろん、アイデンティティ・ポリティクスの目的設定は多種多様であり、当事者たちの自己理解はラディカルな形態をとりうる。しかし、ホネットによれば、少なくとも自由な民主的法治国家の内部において、「あらゆるアイデンティティ・ポリティクスの諸要求の大多数は、法的承認をめぐる拡大した闘争の表現形態としてのみ有意義に捉えられうる」(Honeth 2003a, S. 201)。

まず、アイデンティティ・ポリティクスにおける承認要求は、それが集団の成員の境遇改善に向けられているのであれば、明らかに法的平等の承認原理に基づいている (Honeth 2003a, S. 193-194)。つまり、この種の「個人主義的」承認要求が目指しているのは、一般に承認されている基本権の行使が特定の集団の成員には妨げられており、それゆえ、そうした社会的差別を除去することにほかならない。

また、個々の成員ではなく集団それ自身の安寧や保全が要求されるばあい、つまり「共同体的」承認要求においても、大部分は法の平等原則の枠内にある (Honeth 2003a, S. 194-197)。たとえば、文化的再生産への干渉からの保護については、言論の自由や集会の自由あるいは信仰の自由といった基本権の承認要求として捉えることができる。また、集団を保持し発展させるための資源や措置が要求されるばあいでも、平等原則がよりどころとなる。つまり、マジョリティに比してその集団が不利な状況に置かれており、そのため法的平等の観点から一定の資源や措置が必要とされるわけである。あるいは、当該の集団への特有の侮蔑や屈辱が問題とされるばあいも、基本権の侵害というかたちで平等原則が引き合い

に出される。

これらに対して、平等原則に依拠しないで、集団の固有の文化それ自身の価値評価が求められるばあいがあろう (Honeth 2003a, S. 197-200)。つまり、既存の承認原理に照らしてではなく、それらからは独立に、当該の集団の文化や生活形態がそれ自体として格別の評価に値し尊重されるべきだという要求である。この最後の類型に、愛や法的平等や業績とは異なる新しい第四の承認原理が結びつくのかどうかについて、ホネットは完全には否定していないが、どちらかといえばネガティブに見ている。

以上のように、ホネットによれば、アイデンティティ・ポリティクスの具体的要求はさまざまであるが、その大部分は法の平等原則を手がかりとして根拠付けられる。もちろん、ここでは、これまでになかった新しい形態の法的承認が求められている。しかし、それが意味するのは、同じ平等原則をより適切に解釈し適用することにほかならない。¹⁵

四 むすびにかえて

以上、再分配と承認に関するフレイザーの立論とそれに対するホネットの異論を検討してきた。ここでは、ホネットの所説にとくに焦点をあて、社会運動に関する社会学的議論に対しフレイザー／ホネット論争が提起している問題を考えたい。

上述のとおり、フレイザーは、再分配をめぐる闘争から承認をめぐる闘争へ、利害からアイデンティティへという社会運動の変化に対して、再分配の問題が依然として重要であることを主張し、再分配と承認を一つの包括的枠組みに統合することを提唱している。ここでは再分配と承認が互いに還元し得ない独立した要素であることが立論の前提になっている。

これに対し、ホネットは、この二元論が単純には成り立たないことを明らかにした。

まず、アイデンティティ・ポリティクスに関し、ホネットは、その目的設定と正当化の論理をたどることで、法的平等の承認原理が基礎にあることを分析している。アイデンティティ・ポリティクスは、法の平等原則の適切な解釈と適用をめぐる闘争の歴史に連なっており、その新しさをことさら強調するのは一面的といえる。ホネットの立論は、外面的な新しさや当事者のラディカルな自己理解にとらわれることなく、アイデンティティ・ポリティクスの内実をより精確に捉えることを要請しているといえよう。

また、再分配をめぐる闘争に関し、ホネットは、それが承認をめぐる闘争の一形態であることを明らかにした。承認秩序の考え方からすれば、物質的資源の取得や分配はそれ自体、業績原理や法の平等原則に基づく一定の承認を前提にしている。したがって、フレイザーのいう不均衡分配の不正はそれ自体、誤承認の不正であり、再分配を求める闘争はそれ自体、分配の基礎となる承認を求める闘争にほかならない。ホネットの見地からすれば、再分配を求める社会運動もまた、物質的利害追及の運動に単純化されることなく、あらためてその実相に迫ることが必要となる。

さらに、ホネットは、社会運動が「社会運動」として同定されるさいの問題を指摘している。社会的に広く認知されている「社会運動」は、承認をめぐる闘争の場としての政治的公共圏においていわば勝ち残ったものにほかならない。政治的公共圏では排除のメカニズムが作用しており、「公式の承認」を獲得した「社会運動」の背後にはいまだ十分にテーマ化されていない社会的諸問題が存している。加えて、ホネットは、社会運動を論じる側もまた、あいまいな規範的基準を暗黙のうちに用い「魅力的」な社会運動に注目しがちであることを指摘している。こうして「社会運動」は、幾重にもはたらく排除と選別のうえに立ち現れている。

それゆえ、ホネット (2003a, S. 135-139, 158) は批判的社会理論が「社会運動」に緊密に結びつくことに疑問を投げかけている。ホネットによれば、近年の批判的社会理論の潮流では、新しく生じている一連の社会運動を手がかりに社会的諸問題を追究し、またその社会運動の目的設定を再構成してみずからの規範的指針とすることが当然とされてきた。ホネットはこの前提それ自体を問題視する。「社会運動」に注視することで、また十分に組織化されずテーマ化されていない人びとの社会的苦悩や不正の経験が捨象されてしまうのではないか。ホネットによれば「もっぱら『社会運動』に指向して、批判的社会理論に規範的な中心概念を導入すべきではない」(Honneth 2003a, S. 139)。

それゆえ、「社会運動」に直接に依拠するのではなく、「社会運動」に分節化されているかどうかにはかかわらず、社会的不正を捉えうる概念枠組みが求められる(Honneth 2003a, S. 139, 147-8)。この課題に対する一つのアプローチがホネットの承認論である。すなわち、人びとはみずからへの社会的承認を常に期待しており、その規範的期待が損なわれること、つまりは社会的承認の剥奪こそが、社会的不正の経験の核心をなす(Honneth 2003a, S. 156-158)。そのさい、人びとの抱く承認期待は、そのつと社会的に確立した承認秩序をよりよいこととつづる(Honneth 2003a, S. 161-162)。承認の剥奪は、この承認秩序に照らしてそれがほかならぬ不正であることが明確になり、人びとをして社会的コンフリクトへと動機付けうる。

ここで注目したいのは、社会的不正に対する人びとの抵抗は、個人によるものから集合的なものまで、私的領域から公的領域に至るまで、規範的に肯定されるものから非難されるものまで、多種多様な形態をとりうることである。家族内における日常的な相互作用も承認のコンフリクトの現場であり、暴力的で攻撃的な抵抗もまた承認の剥奪に対する一つの反応でありうる。ホネットはそれらを「社会闘争 (sozialer Kampf)」の概念で捉えようとしている⁽⁹⁾。それは、さまざまな手段を使って承認の社会的不正を是正しようとする試みであり、公認の「社会運動」はそのごく一部を占めるにすぎない。ホネットの批判的社会理論において「社会運動」はもはや特権的な準拠点ではなくっており、ここにホネットによ

る「承認論的転回」の固有の見地が存在している (Honneth 2003a, S. 158)。「社会運動」のみならず、その向こうに広がる多様な「社会闘争」の営みを捉えること、それは「社会運動」に関する社会学的議論においても重要な課題となるのではないだろうか。

注

- (1) 「新しい社会運動」に関するハーバーマスの議論については、ハーバーマス (1981, S. 575-583, 訳 (下) 四二一-四二八頁) を参照。
- (2) たとえば、成 (二〇〇四) は、ホネットの承認をめぐる闘争の考え方を手がかりに水俣病運動を捉え直している。
- (3) フレイザー (1997) は、今日分離している再分配と承認を一つの包括的枠組みに統合することを理論的課題として掲げている。しかし、この問題を正面から扱うのは「荷が重すぎる」(Fraser 1997, p. 12, 訳二〇頁) ため、その一側面に限って考察を加えたとされる。その後、包括的枠組みの追究という課題に本格的に取り組んだのが、フレイザー (1998) であり、それを大幅に改訂し拡充したフレイザー (2003a) である。本稿では主にこのフレイザー (2003a) を検討する。
- (4) 「参加の同等」という規範的理念については、フレイザー (2001) も参照。
- (5) 承認を社会的地位の問題として位置付けるフレイザーの立論については、フレイザー (2000) も参照。この論考でフレイザーは、今日の承認をめぐる闘争がアイデンティティ・モデルに基づいているがゆえに直面する規範的な困難を指摘している。すなわち、承認をめぐる闘争が再分配をめぐる闘争をマージナル化したまたそれに取って代わる置き換えの問題であり、アイデンティティの強調が分離主義や不寛容や権威主義につながっていく物象化の問題である。それゆえ、フレイザーは、承認のアイデンティティ・モデルから地位モデルへの転換を提起している。

- (6) フレイザー (2003a, p. 68) は、「経済的モードと文化的モード以外にも社会秩序形成のモードがありうることを指摘している。その候補としては政治的モードが挙げられている。
- (7) フレイザーの提起する非改革主義者の改革はフレイザー (1997) で残されていた問題、すなわち社会主義と脱構築の実行の困難 (Fraser 1997, p. 31, 訳四七頁) に答えたものと言える。この点に関連してフレイザーは、フレイザー (1997) で主要な論点となっていた「再分配／承認のジレンマ」という定式をフレイザー (1998, p. 45 note 46) では撤回している。というのも、集団間の差異や境界に関し、再分配と承認がそもそも一般的にジレンマに陥るわけではなく、個々の戦略に応じて状況は異なるからである。この点についてはフレイザー (2003a, pp. 85-86) も参照。
- (8) 公共圏に立ち現れている社会運動の背後にはいまだ適切な表現形態を見出すことのできない人びとの社会的苦悩があるのではないかというホネットの問題意識は、一九八〇年代初頭におこなわれたハーバーマスへのホネットのインタビューのなかでも、ハーバーマスへの批判というかたちですでに示されていた (Habermas 1985, S. 197-199, 訳二七一-二二三頁)。これに対し、ハーバーマスは、その考え方の非歴史性を逆に批判している。これはフレイザーがホネットの承認論に向けている疑念と共通する (Fraser 2003b, pp. 206-207)。
- (9) とはいえ、フレイザーもまた、暴力的な承認闘争を完全に無視しているわけではない (Fraser 2003a, p. 89, Fraser 2000, pp. 107-113)。むしろ、フレイザーは、暴力的で抑圧的な闘争をはっきりと念頭に置いて承認のマイデンティティ・モデルに対し地位モデルを提唱している。ただし、フレイザーのばあいにはそれらの闘争を規範的に批判する傾向が強く、この点でホネットとは異なる。ホネットは、そうした暴力的な闘争もまた承認をめぐる闘争の一つの現れと見なし、その根底に存する社会的不正を捉えようとしている (Honneth 2000a, S. 107)。もちろん、ホネットはそうした闘争を規範的に否認しているわけではない (Honneth 2003a, S. 203, 221-223, Honneth 2003b, S. 295, 301-303)。

(10) この問題は、ホネットによれば、「承認の政治」を現代の重要な問題として定式化しているチャールズ・テイラー (Taylor 1994) にも当てはまる (Honneth 2000c, S. 146-148)。テイラーもまた、法的平等を求める闘争から文化的差異の承認を求める闘争への移行という直線的な歴史像を描いている。

(11) この三つの承認領域は、『承認をめぐる闘争』においてホネットが提起した三つの承認形態 (一次的諸関係、法権利諸関係、価値ゲームンシヤフト) ならびに三つの実践的自己関係 (自己信頼、自己尊重、自己評価) にそれぞれ対応している。このホネットの承認論については水上 (二〇〇三) を参照されたい。

(12) ホネット (1992, S. 282, 訳二三五頁) は、法権利諸関係や価値ゲームンシヤフトとは異なり、一次的諸関係には規範的に発展しうるポテンシャルがないと論じていた。この考えをホネット (2003a, S. 170 Anmerkung 58) は訂正するに至っている。一次的諸関係を方向づける愛の承認原理もまた、その解釈と適用にかかわるコンフリクトや闘争を通じて拡充されるのである。そこでこの承認のあり方もまた変化しうる。

(13) このことをホネット (2000b) は、児童虐待やドメスティック・バイオレンスなど家族の現代的諸問題にふれながら明らかにしている。さらにホネット (2003b, S. 293) によれば、学校もまた二つの競合する承認原理によって規範的に統合されているという。

(14) フレイザー (2003b, pp. 213-216) も批判しているのだが、市民—資本主義社会における承認秩序の再構成は、資本主義社会の動態そのものを説明する概念枠組みではない。ここでは、ホネットが自分の承認論を常に「規範的」二元論 (Fraser/Honneth 2003, S. 9) ならびに「道徳的」一元論 (Honneth 2003a, S. 186, Honneth 2003b, S. 292) と呼んでいる点に注意する必要がある。ホネット (2003b, S. 286-289, 292-295) が強調するとおり、承認秩序の再構成によって明らかになるのは、人びとの相互作用を構造化している規範的原理であり、正と不正に関する人びとの感覚や思考の基本的枠組みである。したがって、当然ながら

ら、承認秩序の考え方は、現在の資本主義社会の動態を説明するのに十分ではない。ホネットはすべての社会事象を承認論に還元しているわけではなく、むしろ、資本主義経済の固有のダイナミズムを十分に認識していると思われる。ただし、ホネットによれば、承認秩序は、人びとの不正感覚や規範的表象や諸制度を方向付けているがゆえに、資本主義経済の展開に対し決定的な規範的制限をなしている。

(15) ホネット (2003a, S. 182-184) は、この後者の承認をめぐる闘争について、職業労働ならびに家事労働における性別役割分業を事例として詳しく説明している。

(16) 再分配をめぐる闘争を承認をめぐる闘争として捉え直すというホネットの立論は、社会的コンフリクトに関する功利主義モデルの乗り越えという「承認をめぐる闘争」の議論 (Honneth 1992, S. 265-266, 訳二二〇—二二二頁) をさらに展開したものである。

(17) アイデンティティ・ポリティクスの目的設定を分析するにあたって、ホネットは、バーンハート・ベーターズ (1999) の議論を手がかりにしている。

(18) この法的承認の形態をフレイザーがその概念枠組みにおいて適切に考慮できないのではないかということが、ホネット (2003a, S. 160, 180, 2003b, S. 289-290) によるフレイザー批判の二つの論点である。これらに対してフレイザー (2003b, pp. 220-221) はみずから法的平等をめぐる闘争を考慮していることを強調するとともに、アイデンティティ・ポリティクスの背後にある不正が法的承認の問題に相しえないことを提起している。

(19) したがって、ホネットによる承認論の展開は、いわば流行の「社会運動」を反映したものではありません (Honneth 2003a, S. 148)。ホネットによれば、承認の概念が今日重要なのは、それがアクチュアルな「社会運動」を集約的に表現しているからではなく、むしろ、社会的不正経験の全体を説明するための適切な手段であることが明らかになっているからである (Honneth

2003a, S. 157-159)。その中心は、歴史学や社会理論や政治哲学といったさまざまな領域に広く見出される研究潮流が一致して示している点ホネットはこう。

(20) たとえばホネット (2003a, S. 140-141) は、'ヒェール・フルデューーらの研究を参照しながら、「貧困の女性化」や長期にわたる失業、労働現場の激変の影響、農業分野の貧窮化など人びとが日常的に陥っている社会窮状を挙げている。そうした状況におかれた人びとは多様な形態で必死の抵抗を試みており、それはホネットによればまさに「社会闘争」の概念がふさわしい。しかし、この「社会闘争」の多くは、政治的公共圏では有意義な社会的コンフリクトとして十分に認知されていない。またホネット (2003a, S. 184) によれば、個人のさまざまな活動を価値評価しその「業績」を判断することは、企業等のみならず家庭内における日々、一定の交渉と協議のもと進められており、そこはいつも価値評価をめぐるコンフリクト、すなわち「社会闘争」の契機がはさまれている。さらにホネット (2000a, S. 107-108) は、ドイツのネオナチズムに現れるような暴力的な対抗文化もまた、承認の剥奪の経験に端を発する集合的抵抗を方向付けようことを指摘している。

文獻

Calhoun, C. 1995 *Critical Social Theory*, Blackwell.

Fraser, N. 1997 From Redistribution to Recognition?, *Justice Interruptus*, Routledge, pp. 11-39. (中正日報雑誌 二〇〇三「再び
闘から承認へ」『中絶された正義』御茶の水書房、一九九二頁。)

—— 1998 Social Justice in the Age of Identity Politics, *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 19, University of Utah Press, pp. 1-67.

—— 2000 Rethinking Recognition, *New Left Review*, No. 3, New Left Review, pp. 107-120.

—— 2001 Recognition without Ethics?, *Theory, Culture & Society*, Vol. 18(2-3), SAGE, pp. 21-42.

—— 2003a Social Justice in the Age of Identity Politics, Fraser, N./Honneth, A. *Redistribution or Recognition?*, Verso, pp. 7-109.

—— 2003b Distorted Beyond All Recognition, Fraser, N./Honneth, A. *Redistribution or Recognition?*, Verso, pp. 198-236.

Fraser, N./Honneth, A. 2003 Vorbemerkung, Fraser, N./Honneth, A. *Umverteilung oder Anerkennung?*, Suhrkamp, S. 7-11.

Habermas, J. 1981 *Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp. (河上倫逸ほか訳 一九八五 一九八六 一九八七 『コミュニカティヴな理性の理論』(上)(中)(下) 未來社。)

—— 1985 Dialektik der Rationalisierung, *Die Neue Unübersichtlichkeit*, Suhrkamp, S. 167-208. (河上倫逸訳 一九九五 『合理化的弁証法』『新たな不透明性』松籟社、二三五—二八八頁。)

Honneth, A. 1992 *Kampf um Anerkennung*, Suhrkamp. (山本浩一・直江理恵訳 二〇〇三 『承認をめぐる闘争』法政大学出版局。)

—— 2000a Die soziale Dynamik von Mißachtung, *Das Andere der Gerechtigkeit*, Suhrkamp, S. 88-109.

—— 2000b Zwischen Gerechtigkeit und affektiver Bindung, *Das Andere der Gerechtigkeit*, Suhrkamp, S. 193-215.

—— 2000c Anerkennung oder Umverteilung?, Peter Ulrich/Thomas Maak (Hrsg.) *Die Wirtschaft in der Gesellschaft*, Paul Haupt Berne, S. 131-150.

—— 2003a Umverteilung als Anerkennung, Fraser, N./Honneth, A. *Umverteilung oder Anerkennung?*, Suhrkamp, S. 129-224.

—— 2003b Die Pointe der Anerkennung, Fraser, N./Honneth, A. *Umverteilung oder Anerkennung?*, Suhrkamp, S. 271-305.

水上市徳 二〇〇三 『批判的・社会的理論の現在』永井裕・日暮謙共編著『批判的・社会的理論の現在』見洋書房、一五

Peters, B. 1999 Understanding Multiculturalism. *IIS-Arbeitspapier*, Nr. 14, Universität Bremen.

成元哲 二〇〇四 「なぜ人は社会運動に関わるのか」大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人「社会運動の社会学」有斐閣、五
三一―三二頁。

Taylor, C. 1994 *The Politics of Recognition*, Gutmann, A. (ed.) *Multiculturalism*, Princeton University Press, pp. 25-73.

(みずかみ ひでのり・大分県立芸術文化短期大学助教授)